

無線システム普及支援事業

(携帯電話等エリア整備事業)

(電波法第103条の2第4項第10号に規定する事務)

携帯電話サービスは国民生活に不可欠なサービスとなっているが、地理的条件や事業採算上の問題により、サービスを全く利用することができない地域や5G等の高度化サービスが利用できない地域がある。このような地域において携帯電話等を利用可能とするとともに、新たな日常を支える5G等の高度化サービスの普及を促進することにより、電波の利用に関する不均衡を緩和し、電波の適正な利用を確保する。

1 施策の概要

地理的に条件不利な地域（過疎地、辺地、離島、半島など）において、地方公共団体が携帯電話等の基地局施設（鉄塔、無線設備等）、伝送路施設（光ファイバ等）を整備する場合や、無線通信事業者等が高度化施設（5G等の無線設備等）や基地局の開設に必要な伝送路施設を整備する場合に、国がそれらの整備費用の一部を補助する。

【交付対象及び交付率】

- ・ 事業主体：地方公共団体 ←基地局施設、伝送路施設（設置）、高度化施設
無線通信事業者 ←伝送路施設（運用）、高度化施設
- ・ 対象地域：地理的に条件不利な地域（過疎地、辺地、離島、半島など）
- ・ 補助対象：基地局施設（鉄塔、局舎、無線設備等）、伝送路施設（光ファイバ等）、高度化施設（5G等の無線設備等）の設置費用
伝送路施設の運用費用（中継回線事業者の設備の10年分の使用料）
- ・ 補助率：4/5、2/3、1/2、1/3

2 イメージ図

